

平成26年4月吉日

各 位

津山信用金庫

総合口座における当座貸越の限度額拡大について

拝啓 当金庫の業務運営にあたりましては、日頃より多大なご支援ご協力を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

この度、当金庫では、平成26年5月12日（月）より下記のとおり総合口座における当座貸越の限度額を拡大することと致しました。

総合口座の利便性が益々高まりますので、何卒、ご理解いただき、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 限度額の拡大日

平成26年5月12日（月）

2. 限度額の拡大の内容等（改訂内容）

（1）当座貸越の限度額の拡大

200万円→300万円（最高300万円まで当座貸越を利用することができるようになります。）

（2）貸越金の担保としての質権設定額の引上げ

223万円→334万円（当座貸越の限度額の拡大に伴い、担保定期預金の質権設定の上限額も引き上げます。）

※当座貸越の詳細につきましては、「定期性総合口座取引規定」をご覧ください。

3. お願い

改訂前の「定期性総合口座取引規定」（当座貸越の限度額が200万円と記載されている規定）につきましては、上記2. の改訂があったものとして、規定を読み替えていただきますようお願い申し上げます。

以上